

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づく滋賀県教育委員会教育長職務代理者を、令和2年4月1日付で下記のとおり指名する。

記

教育長職務代理者 教育委員 土井 真一

【参考】

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項)

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。